

県南広域振興局長告示第98号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関が診療所を休止した旨次のとおり届出があった。

平成20年5月30日

県南広域振興局長 勝 部 修

医療機関の名称	所在地	休止年月日
松浦産婦人科内科医院	北上市青柳町二丁目6番21号	平成20年4月11日